

4.1 国際条約関連

国際海事機関(IMO)の法律委員会(LEG)では、海事法務に関する条約の策定および改正等について審議が行われている。平成28(2016)年6月8日から10日にかけて、第103回LEGがロンドンのIMO本部で開催され「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約案」や「HNS条約の発効促進」などについて審議された。

1. 外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約案

船舶が裁判上で売買される際、船舶に存在していた債権(先取特権、抵当権など)は消滅し、購入者は債権なしの状態での権利を得られることを多くの国が認めているが、実際の各国の法制はその手順に差異があり、まれに船舶の登録抹消、新規登録や競売前に存在した債務などについて問題が発生することがある。万国海法会(CMI)は、この問題を回避するため、船舶競売に係る手続きの統一的ルールを確立し、競売船舶の買主が正当に所有権を取得できる権利を確保すべく、「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約案」を平成26(2014)年6月のCMI総会で承認した。

今次委員会では、中国、韓国およびCMIによる共同提案として再提出され、同条約が存在していないことによる弊害が報告されるとともに、「船舶先取特権・抵当権条約」、「船舶アラレスト条約」はIMOが国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で審議した経緯を踏まえ、本条約案もIMOが審議に適切な場であることが強調された。

同提案に対しては、支持する国があったが、依然として差し迫った必要性が示せていないと結論付けられた。但し、今後も関心国やCMIが今後更なる情報をLEGに提供することにより再提出することは可能とされた。

2. HNS条約の発効促進

平成26(2014)年のLEG101において、未発効の2010年HNS条約議定書(1996年の危険物質及び有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任及び補償に関する国際条約を改正する2010年の議定書)に関するレスポンスグループ(CG)が設置され、発効促進に向け検討が行われている。

今次委員会では、CGより以下の活動について報告がされたほか、CGの活動を1年間延長することが合意された。

・HNS事故シナリオの骨子作成

事故シナリオの骨子を了承するとともに、シナリオに関するプレゼンテーション案の作成をCGに対し要請した。また、国際P&Iグループ(IG)に対し、IGが平成22(2010)年の外交会議で提出した事故データに関する文書のアップデートを要請した。

・条約発効及び実施のための決議案の起草準備

次回委員会での決議案採択に向けたドラフトの起案が了承された。条約批准の目標日を設けることについては反対意見が多く出されたことから削除することとなった。

・ワークショップの開催

ワークショップを開催することについては多数の賛同が得られたが、開催時期については意見がまとまらず、次回会合で更に議論されることとなった。また、ワークショップのプログラム案の作成をCGに対し要請した。